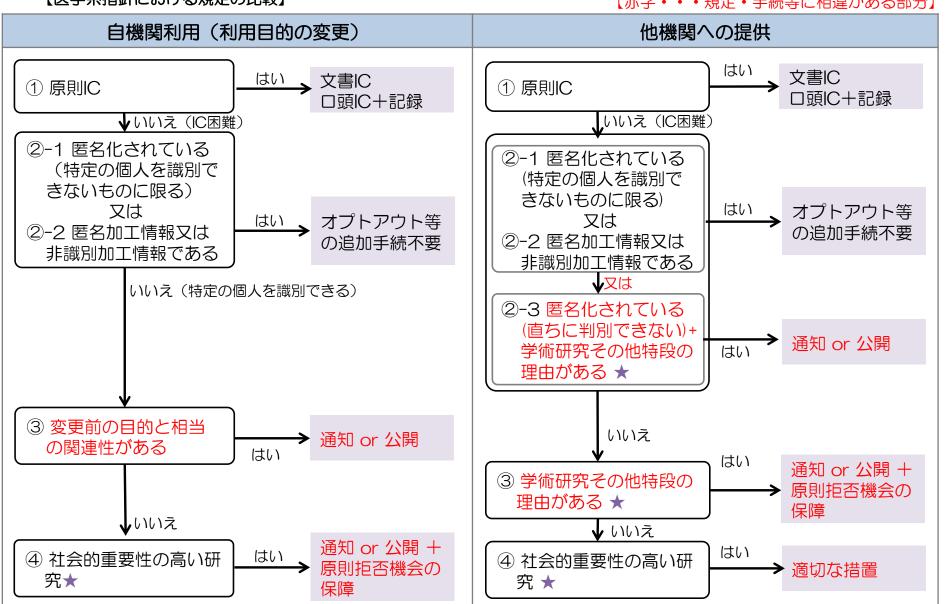
資料2

平成31年3月14日

# ゲノム指針及び医学系指針の試料・ 情報関係の規定の適正化について

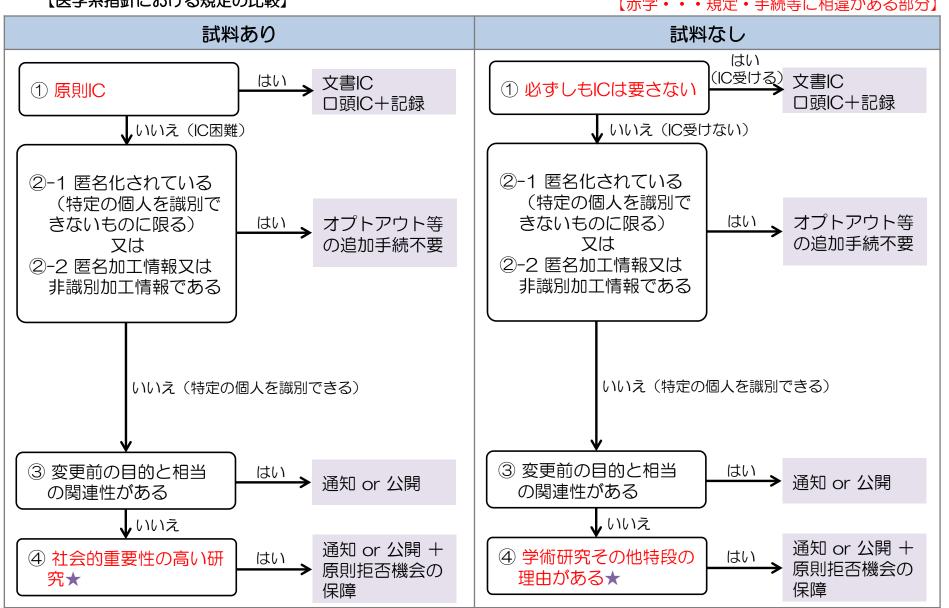
(既存試料・情報の自機関利用と他機関への提供の比較)

【医学系指針における規定の比較】



### (自機関利用に係る試料の有無による比較)

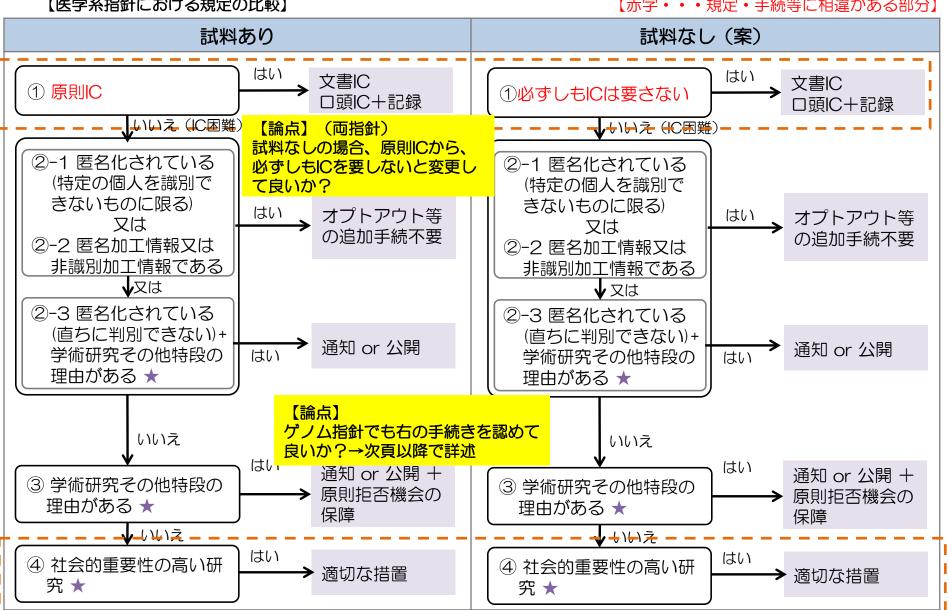
【医学系指針における規定の比較】



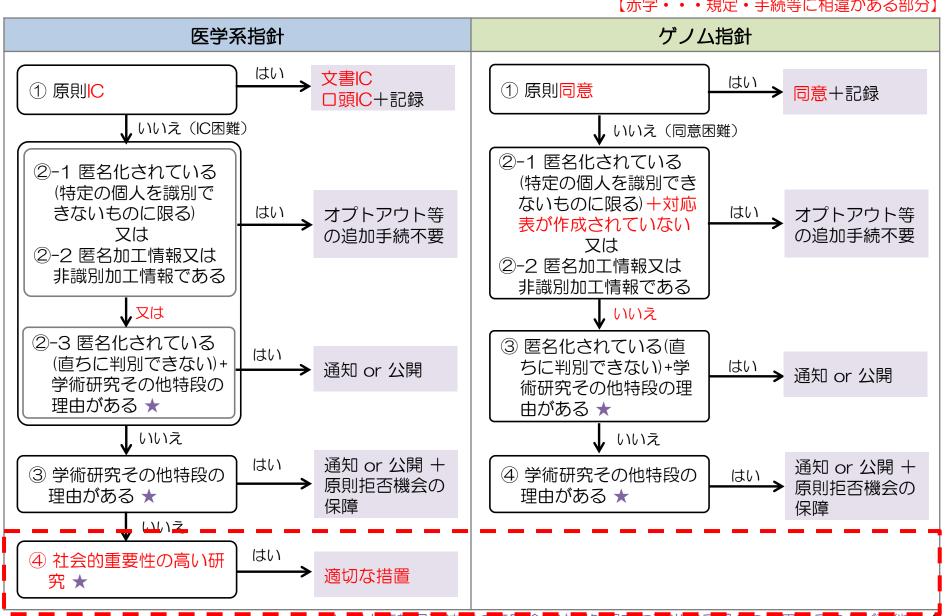


### (既存試料・情報と既存情報のみの他機関への提供(案))

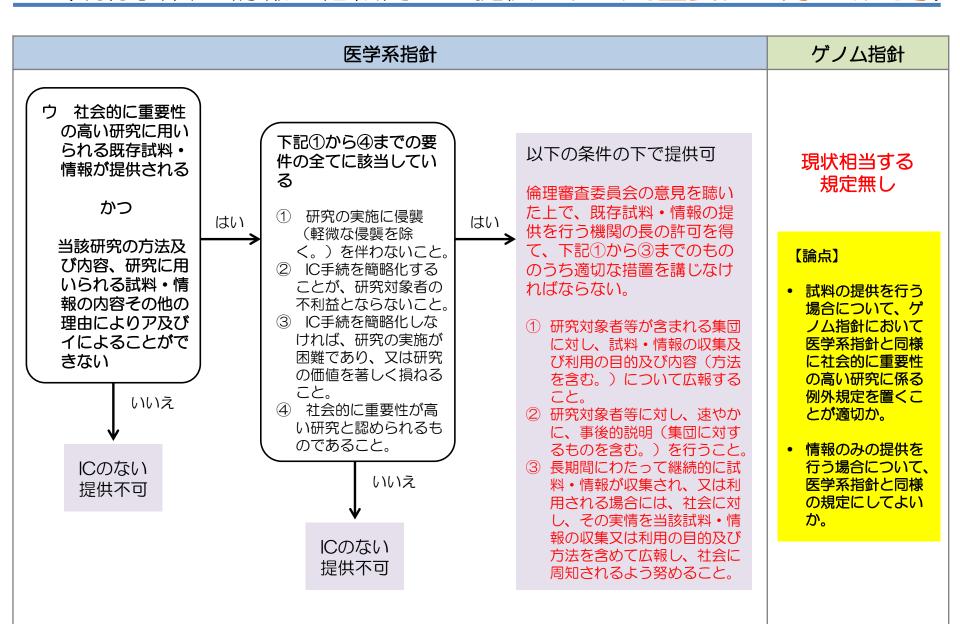
【医学系指針における規定の比較】



### (既存試料・情報の他機関への提供―社会的重要性の高い研究等)



### (既存試料・情報の他機関への提供-社会的重要性の高い研究等)





### 自機関利用・他機関提供に当たってのインフォームド・ コンセントの手続の見直し検討事項



〇研究対象者から新たに試料・情報の提供を受ける際の同意等の手続きに応じて、自機関利用・他機関提供 に当たっての同意の手続きを見直すこともあり得るのではないか。

> 他機 関 提 規 用

☆に 1つ =- 対火	
村/にに武科	* 捐報企以付
対象指針等	取得時の手続
ゲノム指針に基づき 取得	文書IC
医学系指針に基づき取得	文書IC
	□頭IC+記録作成
	適切な同意
	オプトアウト
上記以外の法令・ガイドライン等に基づき取得(医療の過程で取得等)	各法令・ガイドライ ンに沿った同意等

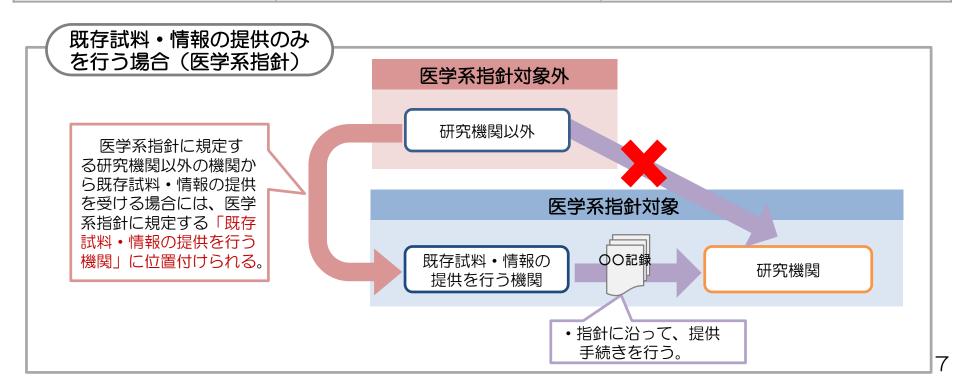
ケノム指針に基つる	き自機関利用・他機関提供 
現行の手続	検討事項
原則同意(IC)+記録 作成 又は 同意困難な 場合の手続	ゲノム指針、医学系指針に基づくICを受けて取得した試料・情報を自機関利用・他機
同上	関提供する場合には、「同意 (IC)」だけではなく「適切 な同意」もあり得るのではな
同上	いか。
同上	「適切な同意」で取得したものは「適切な同意」にて自機 関利用・他機関提供を行って もいいのではないか。
同上	同意(IC)を受けることは困難なため、同意困難な手続きで対応
同上	ゲノム指針・医学系指針に基づかず入手しているものについては、現行どおり原則同意(IC)を求める。

#### 試料・情報の他の研究機関へ提供のみ行う場合の手続き



- ○医学系指針においては、既存試料・情報の提供のみを行う場合には、指針に規定する「研究機関」に該当しないとされている。
- 〇ゲノム指針の場合は、既存試料・情報の提供のみを行う場合であっても、「研究を行う機関」に該当する。
- ○医学系指針に合わせてよいか?

提供する試料・情報の種類	医学系指針	ゲノム指針
当該研究目的で新たに試料・ 情報を取得し提供する場合	研究機関	試料・情報の提供が行われる機関 (研究を行う機関)
既存試料・情報の提供のみ行 う場合	既存試料・情報の提供を行う機関 (研究機関に該当しない)	研究を行う機関



随 既存試料・情報を他の研究機関に提供しようとする場合の

- I C等の手続の整理(1)
- ○「既存試料・情報の提供のみ行う機関」に求めている手続きは、別の項目にまとめて記載してはどうか。
- 〇「原則IC」が分かりやすいように、条文の構成を見直してはどうか。
- ○「(3)ウ」も手続きが分かり難いため、規定を適正化してはどうか。

現行指針	検討事項
(3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント	○「文書 I C」又は「□頭 I C+記録
他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、3の規定	の作成」が原則であることがわかる ように条文の規定ぶりを見直しては
による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について口頭によりインフォームド・コンセン	どうか。
トを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、 これらの手続を行うことが困難な場合であって次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該手続	
を行うことなく、既存試料・情報を提供することができる。	制・規程を整備することを求めてい
なお、既存試料・情報の提供に当たり、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試	ることから、「既存試料・情報の提

関する記録を作成し、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管し なければならない。 ア 当該既存試料・情報が次に掲げるいずれかに該当していることについて、既存試料・情報の提供を行

料・情報の提供を行う機関」という。)の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び

規程を整備しなければならない。また、既存試料・情報の提供を行う者は、当該既存試料・情報の提供に

- う機関の長が当該既存試料・情報の提供について把握できるようにしていること。 (ア) 匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものに限る。)であること。
- (イ) 匿名加工情報又は非識別加工情報であること。
- (ウ) 学術研究の用に供するときその他の当該既存試料・情報を提供することに特段の理由があり、かつ、
- 4①から④までの事項を研究対象者等に通知し、又は公開している場合であって、匿名化されているも の(どの研究対象者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限
- る。) であること。

なければならない。

- イ 既存試料・情報がアに該当しない場合であって、学術研究の用に供するときその他の当該既存試料・ 情報を提供することに特段の理由があるときは、次に掲げる要件を満たしていることについて、倫理審査 委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。 (ア) 当該研究の実施及び当該既存試料・情報の他の研究機関への提供について、4①から⑥までの事項 を研究対象者等に通知し、又は公開していること。
- (イ) 研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること。 ウ 社会的に重要性の高い研究に用いられる既存試料・情報が提供される場合であって、当該研究の方法
- 及び内容、研究に用いられる試料・情報の内容その他の理由によりア及びイによることができないときに は、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試 料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。なお、この場合において、7(1)の①から④まで

の要件の全てに該当していなければならない。また、7(2)①から③までのもののうち適切な措置を講じ

- ることから、「既仔試料・情報の提 供のみを行う機関」に求めている手 続きを規定している。
- ○青字部分は、試料・情報の提供に関 する記録は、別項目にまとめて記載 ○ア~ウの緑字部分は、「研究機関」
- であれば研究計画書を作成し、倫理 審査委員会の意見を聴いた上で機関 の長の許可を得るのは記載せずとも 通常の手続きであることから、「既 存試料・情報の提供のみを行う機

関」が行うべき手続きを規定してい

る。

- ○ウの規定は、手続きが分かり難いた め、記載ぶりを適正化してはどうか。
  - 8

### 随正 既存試料・情報を他の研究機関に提供しようとする場合の IC等の手続の整理(1)

9

#### 【条文イメージ】

说1J 相利
(3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント
他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも 文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、 文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、3の規 定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について 口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容 並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。た だし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次のアからウま でのいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試 料・情報を提供することができる。
なお、既存試料・情報の提供に当たり、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試料・情報の提供を行う機関」という。)の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備しなければならない。また、既存試料・情報の提供を行う者は、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。
(A)TUX/
ア 当該既存試料・情報が次に掲げるいずれかに該当していることについて、既存試料・情報の提供を行う機関の長が当該既存試料・情報の提供について把握できるようにしていること。 (ア) 匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものに限る。)であること。 (イ) 匿名加工情報又は非識別加工情報であること。 (ウ) 学術研究の用に供するときその他の当該既存試料・情報を提供することに特段の理由があり、かつ、4①から④までの事項を研究対象者等に通知し、又は公開している場合であって、匿名化されているもの(どの研究対象者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限る。)であること。

現行指針

条文イメージ (3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のイ ンフォームド・コンセント ア 他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、 次に掲げるいずれかに該当していること。 (ア) 文書によりインフォームド・コンセントを受けること。 (イ) 3の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨 を含む。) について口頭によりインフォームド・コンセン トを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に

(別項日へ移動)

関する記録を作成すること。

(ア) 当該既存試料・情報が次に掲げるいずれかに該当してい ること。 ① 匿名化されているもの(特定の個人を識別することがで)

イ アの手続を行うことが困難な場合であって次のいずれかに 該当するときは、既存試料・情報を提供することができる。

- きないものに限る。) であること。 匿名加工情報又は非識別加工情報であること。
- 学術研究の用に供するときその他の当該既存試料・情

工又は管理されたものに限る。) であること。

報を提供することに特段の理由があり、かつ、4①から ④までの事項を研究対象者等に通知し、又は公開してい る場合であって、匿名化されているもの(どの研究対象 者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加



### 随 既存試料・情報を他の研究機関に提供しようとする場合の IC等の手続の整理(2)



#### 【前頁からの続き】

	90133621
1	既存試料・情報がアに該当しない場合であって、学術研究の用に供
	するときその他の当該既存試料・情報を提供することに特段の理由が
	あるときは、次に掲げる要件を満たしていることについて、倫理審査
	委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の
	許可を得ていること。

現行指針

- (ア) 当該研究の実施及び当該既存試料・情報の他の研究機関への提 供について、4①から⑥までの事項を研究対象者等に通知し、又は 公開していること。
- (イ) 研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が 拒否できる機会を保障すること。
- ウ 社会的に重要性の高い研究に用いられる既存試料・情報が提供され る場合であって、当該研究の方法及び内容、研究に用いられる試料・ 情報の内容その他の理由によりア及びイによることができないときに は、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委 員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許 可を得ていること。なお、この場合において、7(1)の①から④までの 要件の全てに該当していなければならない。また、7(2)①から③まで のもののうち適切な措置を講じなければならない。

#### 条文イメージ

- (イ) 既存試料・情報が(ア)に該当しない場合であって、学 術研究の用に供するときその他の当該既存試料・情報を提 供することに特段の理由があるときは、次に掲げる要件を 満たしていること。
  - 当該研究の実施及び当該既存試料・情報の他の研究機 関への提供について、4①から⑥までの事項を研究対象 者等に通知し、又は公開していること。
  - ② 研究が実施されることについて、原則として、研究対 象者等が拒否できる機会を保障すること。
- (ウ) 当該研究の方法及び内容、研究に用いられる試料・情報 の内容その他の理由により(ア)及び(イ)によることが できないときには、次に掲げる要件を満たしていること。
- ① 既存試料・情報が社会的に重要性の高い研究に用いら れること。
- ② 7の規定による適切な措置を講じること。

#### 【既存試料・情報の提供のみを行う機関に関する条文イメージ】

#### 既存試料・情報の提供のみを行う機関の手続

- (1) 既存試料・情報の提供のみを行う機関の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備しなけ ればならない。
- (2) 既存試料・情報の提供のみを行う者は、既存試料・情報の提供について既存試料・情報の提供のみを行う機関の長が把握 できるようにしていなければならない。
- 既存試料・情報の提供のみを行う者は、特定の個人を識別することができる既存試料・情報を提供しようとするときは、 倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供のみを行う機関の長の許可を得ていなければならない。



# 他の機関から既存試料・情報の提供を受けて研究を実施する場合の手続きの整理(1)



- 〇提供を受けた機関において行うべき手続きは、提供する側の機関で行った手続きによって違いがあるが、現 行の指針では、行うべき手続きが分かり難い。
- 〇提供する側の機関での手続きと提供を受けた側の機関での手続きが対応するように条文を見直してはどうか。

既存試料・情報の他の研究機関への提供 (第12の1(3))	既存試料・情報を他機関から取得 (第12の1(4))	
ICを受ける	提供元機関の手続の確認	
ア(ア) 匿名化されている(特定の個人を識別できないものに限る)	提供元機関の手続の確認	
(1) 匿名加工情報又は非識別加工情報	提供元機関の手続の確認	
(ウ) 匿名化されている(直ちに判別できない) + 学術研究その他特段の理由がある + 通知又は公開(通知公開項目①~④)	提供元機関の手続の確認 + 公開(公開項目1)~④)	
イ 学術研究その他特段の理由がある + 公開(通知公開項目①~⑥) + 原則拒否機会の保障	提供元機関の手続の確認 + 公開(公開項目①~⑥) + 原則拒否機会の保障	
ウ 社会的重要性の高い研究 + 適切な措置	上C 又は 提供元機関の手続の確認 + 適切な措置   1 と	

指針の条文には 明記されていな いが、手続きと して問題なけれ ば追加してはど うか。



# 他の機関から既存試料・情報の提供を受けて研究を実施する場合の手続きの整理(2)



〇提供元の手続きに合わせて、提供先において手続きを行うことについて整理した場合の改正イメージ

現行指針	改正イメージ
(4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント	(4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント
研究者等は、次に掲げる事項を確認するとともに、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。 研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。 ア 当該試料・情報に関するインフォームド・コンセントの内	1) 試料・情報の提供を受ける場合の確認事項 研究者等は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 ア 当該試料・情報に関するインフォームド・コンセントの内
容又は(3)の規定による当該試料・情報の提供に当たって講じた措置の内容 イ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関の名称、住所及びその長の氏名 ウ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該試料・情報の取得の経緯	容又は(3)の規定による当該試料・情報の提供に当たって講じた措置の内容 イ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関の名称、住所及びその長の氏名 ウ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該試料・情報の取得の経緯
また、特定の個人を識別することができる既存試料・情報を用いる場合(研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除く。)には、当該研究の実施について、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。なお、(3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、研究者等は、当該研究の実施について、4①から④までの事項を公開しなければならない。	2) 試料・情報の提供を受ける場合のインフォームド・コンセント等の手続き 研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除き、研究者等は、当該研究の実施について、次に掲げる手続を行わなければならない。 ア (3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から④までの事項を公開しなければならない。 イ (3)イに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 ウ (3)ウに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、7の規定による適切な措置を講じなければならない。



### 試料・情報の海外提供手続の整理(1)



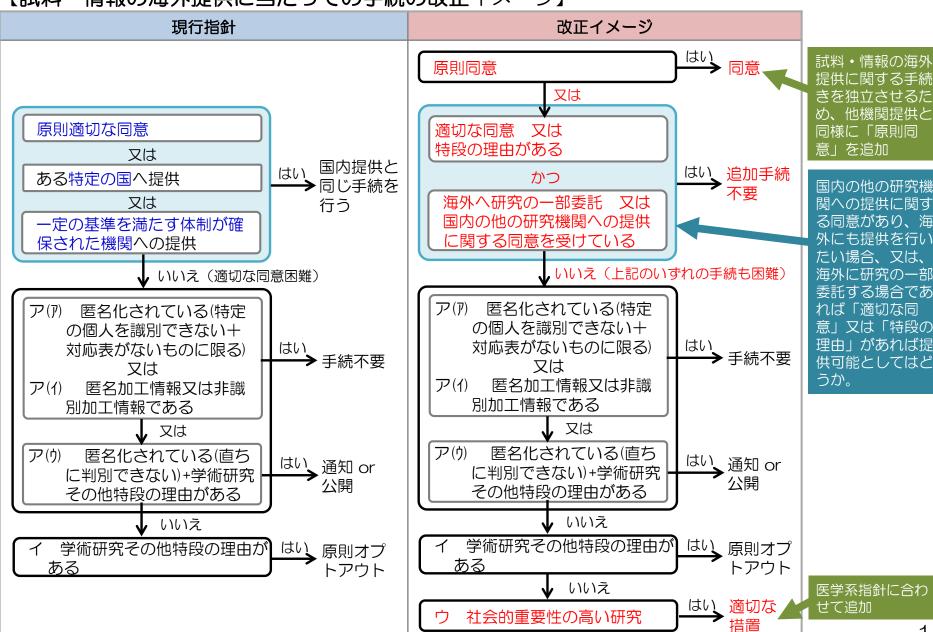
#### 【試料・情報の海外提供に当たっての検討事項】

- ○ゲノム指針の海外提供の条文は、ゲノム指針のQ&Aにおいて解説しているとおり、ゲノム 指針第2の6、第5の11(1)、第5の15(2)と伴に用いて手続きを行う必要があるが、 現行の条文では分かり難い。
- 〇海外提供の手続を独立した条文に修正し、他の研究機関に提供する場合と同様に、まずは原則同意を求める条文としてはどうか?
- ○「適切な同意」や「ある特定の国」「一定の基準を満たす体制が確保されている機関」への 提供に関する条文は、個人情報保護法を参考に規定したことから、独立行政法人個人情報保 護法、行政機関個人情報保護法、個人情報保護条例が適用される機関には適用されないため、 規定ぶりを変更してはどうか。
- ○海外に提供することについての同意は受けていないが、国内の他の研究機関へ提供すること について同意を受けている場合や海外へ研究の一部を委託する場合に、海外に提供するに当 たり「適切な同意」又は「特段の理由」があれば認めていいのではないか。

### 試料・情報の海外提供手続の整理(2)



#### 【試料・情報の海外提供に当たっての手続の改正イメージ】



きを独立させるた め、他機関提供と 同様に「原則同 国内の他の研究機 関への提供に関す

る同意があり、海 外にも提供を行い たい場合、又は、 海外に研究の一部 委託する場合であ れば「適切な同 意」又は「特段の 理由」があれば提 供可能としてはど

医学系指針に合わ



## 【確認事項】試料・情報を海外の機関に提供する場合の手続

3

- 〇指針上、海外への提供はどこまで認められているのか。
- 〇指針に基づき収集した試料・情報を海外の機関に提供のみ行うことは認められているのか。
- 〇海外に提供する目的のみで、新たに試料・情報を取得し、提供することも認められているのか。
- ○機関間の協定や契約があれば、下記表のいずれの場合でも問題ないと考えてよいか。

#### 【検討の前提】

〇指針に基づき取得した試料・情報を海外に提供する場合とする。(例えば、医療行為で収集した試料・情報を海外に提供する場合は、指針に基づく行為ではないため検討対象としない。)

海外提供先	既存試料•情報 or 新規試料•情報	国内の研究機関 から海外への提供
海内の共同研究機関への計場。標表の担供	既存	0
海外の共同研究機関への試料・情報の提供	新規	0
海内の共同研究は8月~1→151、研究は8月~~5→10~ 1/5+12~1月出	既存	?
海外の共同研究機関ではない研究機関への試料・情報の提供	新規	?
海外の研究機関以外への試料・情報の提供	既存	?
(提供のみ行う場合を含む)	新規	?



### 新たに試料・情報を取得し、共同研究機関間で 共有する場合の手続(イメージ)

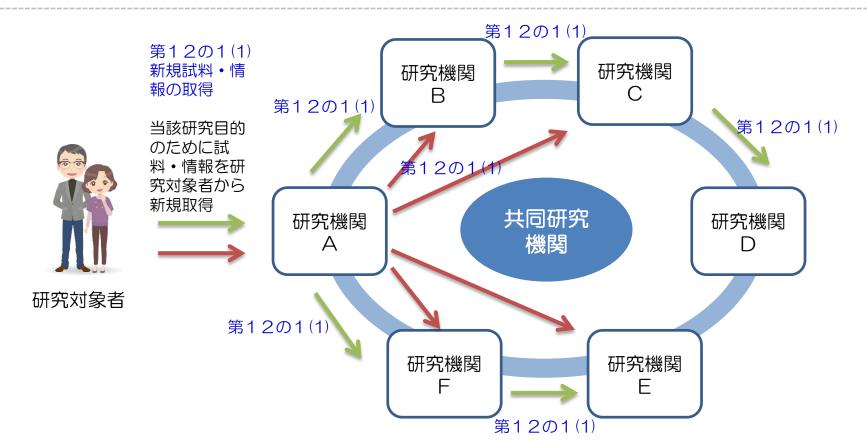


#### 【現行の医学系指針】

- 〇共同研究を実施する場合、当該研究目的のために、共同研究機関の一つが新たに試料・情報を取得した場合には、 他の共同研究機関に提供しても、新規試料・情報の提供と整理している。
- ○そのため、第12の1(3)の手続きにて提供し、第12の1(4)で受け取るという手続きは求めていない。
- ○共同研究機関間のやり取りに係る手続きについては、指針上、明確ではない。

#### 【参考:用語の定義】(10)共同研究機関

研究計画書に基づいて研究を共同して実施する研究機関をいい、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関を含む。



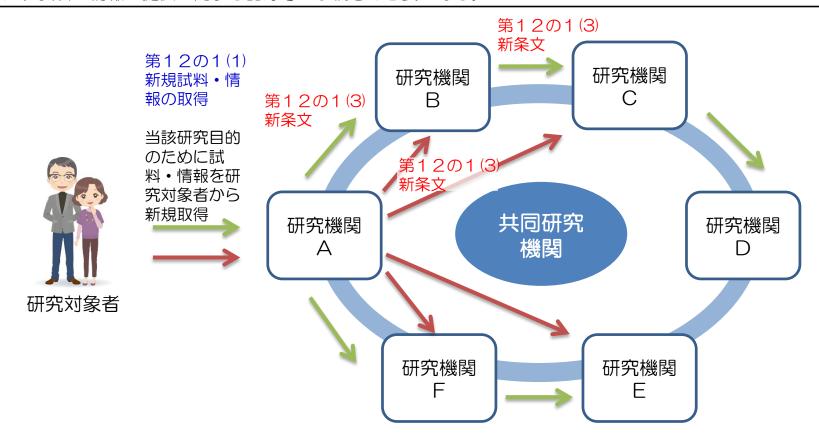


### 新たに試料・情報を取得し、共同研究機関間で 共有する場合の手続(イメージ)



#### 【改正案】

- 〇新たに取得した試料・情報を共同研究機関へ提供する場合の手続きが不明確であることから、共同研究機関が分担 して試料・情報を収集する場合の手続きを明記してはどうか。
- 〇共同研究機関間で試料・情報を共有して使用することについて、新規取得時に研究対象者に対してIC等の手続きを 行うことで、提供できるものとしてはどうか。
- 〇そのため、共同研究機関間での試料・情報のやりとりを可能とする条文を追加する。ただし、共同研究機関であっても提供を受ける機関では、IC等が適切に実施されていることの確認を行う必要があると考えられる。
- ○また、試料・情報の提供に関する記録等の手続きも必要である。





## 新たに試料・情報を取得し、共同研究機関間で 共有する場合の手続(条文のイメージ)



現行の医学系指針との整合のみ	ゲノム指針改正イメージ
(3) 他の研究機関に <mark>既存試料・情報</mark> を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント	(3) 他の研究機関に <mark>試料・情報</mark> を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント
1)を新設	1)共同研究機関に試料・情報(既存試料・情報を除く。)を提供しようとする場合 共同研究機関において、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の共同研究機関に提供を行うときは、次に掲げる要件のいずれかに該当していること。 ア 第12の1(1)において、他の共同研究機関に試料・情報が提供されることのインフォームド・コンセント等を受けていること。 イ 第12の1(1)イ(1)②において、インフォームド・コンセントを受けない場合には、学術研究の用に供するときその他の研究に用いられる情報を取得して他の共同研究機関へ提供することに特段の理由があること。
他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、3の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試料・情報を提供することができる。	2)他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合 他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、3の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試料・情報を

提供することができる。

### インフォームド・コンセントの手続き等の簡略化の在り方

#### TF:要検討

- ○ゲノム指針には、IC手続きの簡略化の手続きは規定されていないが、医学系指針と同様に認めることとしてよいか。
- ○「簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること。」の解釈を明確にする等の 対応が必要ではないか。

【以下、医学系指針における、「インフォームド・コンセントの手続等の簡略化」に関する規定】

医学系指針	備考
第12の7 インフォームド・コンセントの手続等の簡略化	
(1)研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者は、次に掲げる要件の全てに該当する研究 しようとする場合には、研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、 2の規定による手続の一部を簡略化することができる。	
① 研究の実施に侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴わないこと。	
② 1及び2の規定による手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと。	0
③ 1及び2の規定による手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究を著しく損ねること。	究の価値 ※ゲノム指針にも
④ 社会的に重要性が高い研究と認められるものであること。	同様の内容を規定
(2)研究者等は、(1)の規定により1及び2の規定による手続が簡略化される場合には、次にもののうち適切な措置を講じなければならない。	こ掲げる することでよいか。
① 研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の収集及び利用の目的及び内容(7む。)について広報すること。	う法を含
② 研究対象者等に対し、速やかに、事後的説明(集団に対するものを含む。)を行うこ	<b>ك</b> 。
③ 長期間にわたって継続的に試料・情報が収集され、又は利用される場合には、社会は その実情を当該試料・情報の収集又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知 よう努めること。	

<del>1</del>9



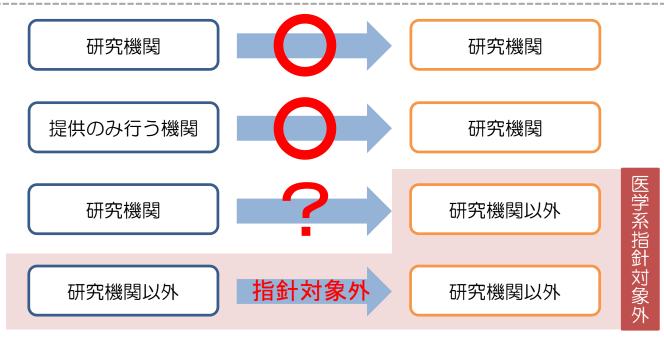
### 既存試料・情報の提供先が研究機関以外の場合の 手続きの在り方



- 〇現行医学系指針では以下のとおり記載されており、「他の研究機関」に提供する場合の手続きとなっているが、提供先が指針に規定する「研究機関」に該当しない場合はどのような手続きが必要か?
- 〇旧疫学研究に関する倫理指針の策定当初の経緯によれば、研究機関のみに提供できることを想定していたが、 今後はどうあるべきか?
- 〇研究機関以外に提供する場合、提供先機関には医学系指針が適用されていないため、特別な規定を設けるべきか、又は、研究機関に限定せず主語を「他の機関」とすることでよいか?

#### 【医学系指針第12の1】

- (3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント 他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、(以下略)
- (4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント 研究者等は、次に掲げる事項を確認するとともに、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成しなければ ならない。(以下略)



(注)「研究機関」とは、 医学系指針に規定して いる、人を対象とする 医学系研究を実施する 法人、行政機関及び個 人事業主をいう。



## 「試料・情報の提供に関する記録」に係る条文の整理(1)

〇平成29年2月改正にて追加した「試料・情報の提供に関する記録」に係る条文は、以下のとおり、複数個 所に規定している。

○新たに項目を設け、「提供を行う者」と「提供を受ける者」に整理し、規定してはどうか。

#### 【以下、**試料・情報の提供に関する記録**に関する規定】

指針の条項	規定内容
第12の1(1) 新たに試料・情報を取得し て研究を実施しようとする場 合のインフォームド・コンセ ント	研究者等は、それぞれ次のア又はイの手続に従って研究を実施しなければならない。この場合において、研究に用いられる試料・情報を共同研究機関へ提供する場合は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。また、他の研究機関から研究に用いられる試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。
第12の1(3) 他の研究機関に既存試料・ 情報を提供しようとする場合 のインフォームド・コンセン ト	(略) なお、既存試料・情報の提供に当たり、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試料・情報の提供を行う機関」という。)の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備しなければならない。また、既存試料・情報の提供を行う者は、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。
第12の1(4) (3)の手続に基づく既存試 料・情報の提供を受けて研究 を実施しようとする場合のイ ンフォームド・コンセント	研究者等は、次に掲げる事項を確認するとともに、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。 研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。
第12の9 海外にある者へ試料・情報 を提供する場合の取扱い	(略) また、法令の規定により試料・情報を提供する場合を除き、研究者等は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。 研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。



# 「試料・情報の提供に関する記録」に係る条文の整理(2)

#### 【試料・情報の提供に関する記録の条文イメージ】

#### ○ 試料・情報の提供に関する記録

(1) 試料・情報の提供を行う場合

研究者等又は試料・情報の提供を行う者は、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。

(2) 試料・情報の提供を受ける場合

他の研究機関から研究に用いられる試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。